



「うどん県泊まってかがわ割」の一時停止継続について

国の GoTo トラベル事業の一時停止期間が2月7日(日)まで延長されたことを受け、「うどん県泊まってかがわ割」についても、当面の間、事業の一時停止を継続することとしました。

1 実施期間の延長や再開時期等について

今回の措置に伴い、現在、令和3年1月31日(日)までの宿泊を対象としている事業の実施期間については、延長します。

再開する時期や内容等については、今後の感染状況などを踏まえて判断します。決定次第、お知らせします。

参考資料 (別紙) GoToトラベル事業の取扱い

2 問合せ先

【うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6 (JTB高松ビル4階)

営業時間：平日10:00~17:00 (土日祝は休み)

公式HP：<https://www.kagawa-wari.com/>





令和3年1月7日
観光庁

緊急事態宣言に伴う全国的な旅行に係る Go To トラベル事業の取扱いについて

- Go To トラベル事業については、令和2年12月28日(月)から令和3年1月11日(月)までの間、全国において、本事業の適用を一時停止しているところです。
- 今般、緊急事態宣言の発令を受け、全国的な旅行に係る本事業の取扱いについて、一時停止措置を延長することとしましたので、お知らせします。

1. 緊急事態宣言に伴う全国的な旅行の取扱いについて

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

- 新規予約・既存予約を問わず、全国において、1月12日(火)から2月7日(日)までの間、本事業の適用を一時停止します。
※ 2月1日(月)以降の旅行・宿泊商品については、従来より、本事業を適用した販売は認められていません。

(2) キャンセル料の取扱い

- (1)の既存予約(1月7日(木)までにされていた本事業を適用した旅行の予約とします。)について、12月14日(月)から1月17日(日)までの間、無料でキャンセル可能とします。
※ 既に旅行者がキャンセル料を事業者へ支払っている場合、旅行者は事業者に対して、返金を求めることが可能。

2. キャンセル料の負担について

- 上記の措置により、既存予約(※)のキャンセルを受けた事業者においては、キャンセル料発生の有無に関わらず、一律、旅行代金の35%に相当する額(上限は1万4千円/人泊)を本事業の予算から負担します。
※12月14日(月)時点においてされていた予約に限ります。

詳細は、別紙をご参照ください。

【お問い合わせ先】

有田：03-5253-8324 多田：03-5253-8330
栗山：03-5253-8328 山川：03-5253-8329

緊急事態宣言に伴う全国的な旅行に係るGo To トラベル事業の取扱い

GoToトラベル事業を適用した旅行・宿泊商品の販売は、現在、1/31(日)までのものについて行われているところ、

(1) 新規の予約・既存の予約を問わず、全国において、1/12(火)から2/7(日)までの間、本事業の適用を一時停止

(2) (1)の既存予約について、12/14(月)18時から1/17(日)24時まで、無料でキャンセル可能

→ 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担

(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の35%(上限は1万4千円/人泊)

※無料キャンセルの対象は、1/7(木)18時までに予約されていた旅行に限る。

※国による負担対象は、12/14(月)0時時点において予約されていた旅行に限る。

新規予約について事業の適用を一時停止

1/12(火)0時



2/7(日)24時

※2月1日(月)以降の旅行・宿泊商品については、従来より、本事業を適用した販売は認められていない。

既存予約について事業の適用を一時停止

1/12(火)0時

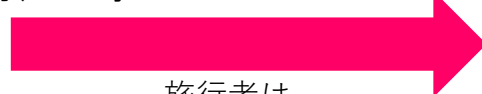


2/7(日)24時

※2月1日(月)以降の旅行・宿泊商品については、従来より、本事業を適用した販売は認められていない。

12/14(月)18時

1/17(日)24時



旅行者は
無料でキャンセル可能

※既に旅行者がキャンセル料を事業者へ支払っている場合、返金を求めることが可能

※無料キャンセルの対象は、
1/7(木)18時までに予約されていた旅行に限る。

※国による負担対象は、12/14(月)0時時点において
予約されていた旅行に限る。